

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内1番1号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

- 北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】 3

◇ 告 示

- 居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 4
- 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 6
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 7

◇ 公 告

- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 8
- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 9

◇ 公営競技局

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【公営競技局競輪事業課】 11

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

旅館業法施行規則等の一部改正に伴い、関係規定を整備することにした

。

この規則は、平成30年6月15日から施行することにした。

北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年６月７日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第３４号

北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則（昭和４０年北九州市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第６条各号列記以外の部分中「第８条第１０号ア」を「第７条第７号ア」に改める。

第７条の見出し中「記載事項等」を「記載事項」に改め、同条第１項中「第４条の２第２号」を「第４条の２第３項第２号」に改め、同条第２項を削る。

付 則

この規則は、平成３０年６月１５日から施行する。

北九州市告示第 282 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項、第 53 条第 1 項及び第 46 条第 1 項の規定に基づき、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者を指定したので、法第 78 条、第 115 条の 10 及び第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 30 年 6 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4052 71	ケアセンターえーす	北九州市小倉北区井堀一丁目 8 番 5 号セジュール紅 105 号	合同会社えーす	平成 30 年 6 月 1 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 5900 94	訪問看護・リハビリステーション 在宅看護センター北九州	北九州市若松区小敷ひびきの三丁目 4 番 13-102 号	一般社団法人在宅看護センター北九州	平成 30 年 6 月 1 日
4066 6906 39	ほほえみ訪問看護ステーション	北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目 2 番 41 号	有限会社ほほえみ	平成 30 年 6 月 1 日
4067 7907 84	きたふく訪問看護ステーション	北九州市小倉北区馬借一丁目 3 番 21 号きたふくビル 5 階	北九州福祉サービス株式会社	平成 30 年 6 月 1 日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 1028 86	リハビリ特化型デイサービス HINATA	北九州市門司区片上海岸 4 番 18 号	株式会社日陽	平成 30 年 6 月 1 日
4070 7073 20	充実生活コミュニティゆめりんご	北九州市八幡西区小嶺台一丁目 16 番 1 号	有限会社ほっと・ハー ト	平成 30 年 6 月 1 日
4070 7073 46	デイサービスベリーの樹	北九州市八幡西区大平一丁目 10 番 10 号	株式会社ベリーフィン	平成 30 年 6 月 1 日
4070	デイサービスじ	北九州市八幡西	有限会社翔	平成 30

7 0 7 3 5 3	よいらいふ	区町上津役西一 丁目 1 1 番 2 0 号	貴	年 6 月 1 日
----------------	-------	------------------------------	---	--------------

4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0 1 0 2 8 6 0	知恵の木株式会社	北九州市門司区 旧門司一丁目 5 番 2 8 - 7 0 5 号	知恵の木株式会社	平成 3 0 年 6 月 1 日
4 0 7 0 4 0 5 2 8 9	プラスケア 小倉	北九州市小倉北 区宇佐町二丁目 6 番 8 号	有限会社プラスケア	平成 3 0 年 6 月 1 日

5 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0 1 0 2 8 7 8	知恵の木株式会社	北九州市門司区 旧門司一丁目 5 番 2 8 - 7 0 5 号	知恵の木株式会社	平成 3 0 年 6 月 1 日
4 0 7 0 4 0 5 2 9 7	プラスケア 小倉	北九州市小倉北 区宇佐町二丁目 6 番 8 号	有限会社プラスケア	平成 3 0 年 6 月 1 日

6 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0 7 0 7 3 3 8	ケアプラン ベッキー	北九州市八幡西 区陣山二丁目 2 番 1 号	株式会社ベリーフィン	平成 3 0 年 6 月 1 日

北九州市告示第 2 8 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 5 条第 2 項、第 1 1 5 条の 5 第 2 項及び第 8 2 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、法第 7 8 条、第 1 1 5 条の 1 0 及び第 8 5 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 3 0 年 6 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 2 0 0 5 3 2	ヘルパーステーションさくら	北九州市小倉南区長尾三丁目 4 番 7 号	有限会社さくらケアサービス	平成 3 0 年 5 月 3 1 日
4 0 7 0 5 0 5 1 0 4	ヘルパーステーション おだやか	北九州市小倉南区横代東町二丁目 1 7 番 1 6 号	株式会社おだやか	平成 3 0 年 5 月 3 1 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 6 6 6 9 0 2 2 5	きらめき訪問看護ステーション	北九州市八幡西区大平二丁目 5 番 1 3 号	有限会社きらめき	平成 3 0 年 5 月 3 1 日

3 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 5 0 3 5 7 0	J A 北九ケアプランセンター小倉	北九州市小倉南区富士見二丁目 8 番 1 号	北九州農業協同組合	平成 3 0 年 5 月 3 1 日
4 0 7 0 6 0 2 0 1 8	ケアプランセンター想い	北九州市八幡東区祇園二丁目 9 番 5 号	合同会社想い	平成 3 0 年 5 月 3 1 日
4 0 7 0 7 0 6 6 9 4	ケアプランセンター雫	北九州市八幡西区陣山二丁目 2 番 1 号	株式会社紅葉	平成 3 0 年 5 月 3 1 日
4 0 7 0 7 0 7 1 6 3	ケアプランセンターさくらんぼ	北九州市八幡西区木屋瀬一丁目 1 8 番 9 - 1 0 2 号	株式会社シャンティ	平成 3 0 年 5 月 3 1 日

北九州市告示第 284 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 6 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
訪問看護メンタルサポートとむ・そーや八幡	旧	北九州市八幡東区中央二丁目 15 番 12 号	平成 30 年 5 月 1 日
	新	北九州市八幡西区大平一丁目 10 番 10 号	
訪問看護ステーションむつみ	旧	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目 12 番 23 号	平成 30 年 5 月 1 日
	新	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目 2 番 30 号	

北九州市公告第 3 8 1 号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 3 0 年 6 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容	購入品目及び数量	スケートボード用セクション（五角形ボウル）
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期間	平成31年2月15日から同年3月15日まで
	納入場所	延命寺臨海公園（北九州市小倉北区赤坂海岸）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成28年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から平成30年6月21日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成30年7月4日から同月9日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月10日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成30年7月10日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	（1） この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す場所及び期間において無償で行う。また、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載する。 （3） この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 （4） 原則として、入札者名義のＩＣカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 （5） この公告に関する問い合わせ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ＩＣカード）登録要領第3条に規定するＩＣカードをいう。		

北九州市公告第 3 8 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 3 0 年 6 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス茶屋の原店
北九州市八幡西区茶屋の原四丁目 1 3 8 3 番 5、1 3 8 3 番 1 5、1 3 8 3 番 1 6、1 3 8 3 番 1 7、1 0 3 0 番 1 6 及び 1 0 3 0 番 1 7
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成 3 1 年 1 月 2 4 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 3 6 6 . 1 7 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
5 4 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
1 0 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
2 7 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
9 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後11時まで

8 届出年月日

平成30年5月23日

9 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
北九州市八幡西区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成30年6月7日から同年10月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成30年10月9日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公営競技局公告第 1 1 号

一般競争入札により、北九州メディアドーム電話設備改修業務の委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市公営競技局契約規程（平成 3 0 年北九州市公営競技局管理規程第 5 号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 3 0 年 6 月 7 日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司

1 契約内容

(1) 業務の名称及び数量

北九州メディアドーム電話設備改修業務 一式

(2) 業務の内容等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成 3 0 年 7 月 1 3 日から同年 1 2 月 2 8 日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区三萩野三丁目 1 番 1 号ほか

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 3 0 年北九州市公営競技局管理規程第 8 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 有資格者名簿に登録されている取扱品目が通信機器（電話機、無線機、F A X）であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 次項第 3 号の入札説明会に参加していること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号
北九州市公営競技局競輪事業課

イ 日時 この公告の日から平成30年7月10日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号
北九州メディアドーム17会議室

イ 日時 平成30年6月26日午後2時

(4) 競争入札参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年6月21日午後5時まで（日曜日等を除く。）に競争入札参加の申出書を北九州市公営競技局競輪事業課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年6月21日午後5時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ。

イ 日時 平成30年7月10日午後2時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年7月9日午後5時までに必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当

する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市公営競技局競輪事業課

〒802-0065 北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号

電話 093-931-7586